

尾花沢市小規模修繕工事の流れ

【見積依頼】

工事が発生すると、指名業者あてに『見積依頼書』を送付します。
依頼書が到着しましたら、設計図書等を確認するため、発注課に来庁ください。
また、見積が不可能な場合は、発注課に速やかに連絡願います。



【見積書提出】

見積依頼書に示された日時までに『見積書』を『封筒(見積書在中と朱書き)』に封入し、発注課に直接提出してください。(郵送不可)



【業者決定】

発注課で見積もり合わせを行い、最低価格者を決定し、その結果を電話にて業者あてに連絡します。
※当該工事に決定した業者は以下の流れになります。



【契約書の締結】

業者決定後7日以内に【請書】にて契約を締結します。



【工事の着手】

発注課から特別な指示がない限り、契約締結の日から7日以内に工事に着手しなければなりません。
施工中の疑義については、発注課の担当者の指示を受けてください。
また、工事着手前、工事中、完了後の写真が必要となります。



【工事の完了】

工事の完了したときは、直ちに前述の写真ならびに請求書を持って発注課においでください。
工事の内容によっては、市と業者立会いの上で完了検査を行う場合もあります。



【費用の請求】

費用の支払については、請求書提出の日又は検査合格の日から40日以内に行います。